

四街道市介護保険条例の一部を改正する条例

四街道市介護保険条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「及び第11条に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合」を削り、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。以下この条において同じ。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 当分の間、第11条に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（延滞金等に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の四街道市介護保険条例の規定は、延滞金及び還付加算金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。